

## 化学物質管理目標等の報告制度について、 報告内容を変更します!

### 《化学物質管理目標等の報告制度の変更》

事業者の化学物質の自主管理推進を目的として、「化学物質管理目標等報告」制度<sup>\*</sup>を平成17年4月1日から施行しています(神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条)。

これについて、制度施行後の約10年間で、環境中への排出量が約7割削減され、近年横ばい状況となり、事業者による自主管理が定着したと考えられることから、制度の合理化を図ることとしました。

そこで、令和6年10月の条例改正により、報告内容を、第一種指定化学物質の管理目標、目標の達成状況、取扱量及び用途から、取扱量及び用途に変更することとしました。

<sup>\*</sup>報告義務者は、神奈川県内の事業者(横浜市及び川崎市に所在する事業所を除く)で、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象事業者。

#### 変更概要

##### ●令和7年度から報告していただく内容

(旧)		(新)
管理目標	→	廃止
目標の達成状況	→	廃止
取扱量	→	(これまでどおり報告が必要です)
用途	→	(これまでどおり報告が必要です)

# 化学物質の取扱量等の報告制度

## (神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 42 条)

### 制度の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の PRTR 届出対象事業者は、対象事業者となった年度の6月末までに、第一種指定化学物質の取扱量、用途を知事に報告します。

※排出量、移動量を報告する化管法の PRTR 制度を補完する制度です。

#### 1 報告の期間

化管法の報告と併せ、対象事業者となった年度の6月末までに報告してください。

#### 2 報告の内容について

事業所において取り扱う第一種指定化学物質の取扱量、用途を報告してください。

報告する際は、次の様式（①、②）を提出してください。

①化学物質取扱量等報告書（第 18 号様式の 2）

②第一種指定化学物質報告書（第 18 号様式の 2 付表）

付表 1 枚につき、取り扱う 10 種類の第一種指定化学物質を記入します。11 種類以上の物質を取り扱っている場合は、付表を追加してください。

#### 3 報告方法及び報告・問合せ先

##### (1) 報告方法

電子申請による届出もしくは紙による届出です。

電子申請システム(e-kanagawa)を用いて行う場合は、県 HP を参照のうえ、実施してください。書面による報告の場合は、様式に記入の上、窓口へ持参又は郵送してください。

##### (2) 報告・問合せ先

事業所の所在地	受付窓口
横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課 〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19(横須賀合同庁舎内) 電話(046)823-0210 (代表)
厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村	県央地域県政総合センター環境部環境保全課 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 (厚木合同庁舎内) 電話(046)224-1111 (代表)

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、 秦野市、伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部環境保全課 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1（平塚合同庁舎内） 電話(0463)22-2711（代表）
小田原市、南足柄市、中井 町、大井町、松田町、山北 町、開成町、箱根町、真鶴 町、湯河原町	県西地域県政総合センター環境部環境保全課 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1（小田原合同庁舎内） 電話(0465)32-8000（代表）
相模原市中央区、南区、緑 区（橋本、大沢地区）	相模原市環境経済局環境保全課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 電話(042)769-8241（直通）
相模原市緑区（城山、津久 井、相模湖、藤野地区）	相模原市環境経済局津久井地域環境課 〒252-5172 相模原市緑区中野 633 電話(042)780-1404（直通）

《参考 様式を掲載しているホームページ》

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f7569/p876087.html>